

保税関連各種申請書類等

<目次>

中部国際空港株式会社への提出書類一覧	1
中部国際空港総合保税地域管理規程	2
総合保税地域分担金料金表	6

提出書類一覧

1. 施設の位置図・図面及び保税面積求積計算書
2. 決算報告書（平成 年）
3. 貨物取扱利用見込表
4. 料率表・倉庫寄託約款
5. 役員名簿
6. 履歴事項全部証明書
7. 履歴書（代表者、監査役を含む役員及び主要従業者）
8. 誓約書
9. 主要従業者及び従業者名簿
10. 社内管理規程
11. 保税業務管理体制組織図
12. 賃貸借契約書
13. 合意書
14. 委任状
15. 会社概要

中部国際空港総合保税地域管理規程

(目的)

第1条 この規程は、中部国際空港株式会社（以下「会社」という。）が管理・運営する総合保税地域において、保税業務及びその関連業務（以下「保税業務等」という。）を行うために必要な事項を定め、もって輸出入貨物の管理及び税関手続の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(貨物管理体制)

第2条 総合保税地域の保税業務等について責任体制を明確にするため、空港島の保税施設において外国貨物を管理する者（以下、「外国貨物取扱事業者」という。）は、事業者ごとに、総合責任者及び貨物管理責任者を各1名並びに業務担当の責任者を置かなければならない。

(総合責任者)

第3条 総合責任者は、外国貨物取扱事業者が指名する。

2 総合責任者は、総合保税地域の管理・運営に関する責任者として、次の業務を行う。

- ① 総合保税地域の管理及び業務運営について総合的に管理・監督すること
- ② 税関の通達その他の指示事項等について社内及び貨物管理責任者へ周知・徹底を図ること
- ③ 総合保税地域の業務運営について教育・訓練を行うこと

3 総合責任者は、総合保税地域における事業を変更又は終了する場合には、事前に会社と協議しなければならない。

4 総合責任者は、役員等の変更及び施設の増減坪等、税関長への届出が必要となる事由が発生する場合は、直ちに会社に対しその旨通報しなければならない。

(貨物管理責任者)

第4条 貨物管理責任者は、外国貨物取扱事業者が指名する。

2 貨物管理責任者は、総合保税地域における貨物管理に関する責任者とする。

3 貨物管理責任者は、関税法等関係法令及び税関長の付した許可条件並びに本規程を遵守するほか、総合責任者の指示に従い、貨物管理業務を誠実かつ適正に処理するとともに、次条に定める業務担当責任者を指揮、監督し、円滑な業務運営を遂行しなければならない。

4 貨物管理責任者は、総合責任者による総合保税地域の管理運営上の指導監督を受けなければならない。

(業務担当の責任者の指名)

第5条 貨物管理責任者は、貨物の搬出入、蔵置、取扱い、展示及び加工の各段階における数量・態様等の把握・管理業務並びにこれらの業務に関連する記帳について責任者を指名し、その業務範囲を定めなければならない。

(社内管理規程の制定)

第6条 外国貨物取扱事業者は、貨物管理に関する社内管理規程として次の事項を定め、当該規程を保稅業務の運営指針として自社内に周知・徹底を図らなければならない。

(1) 社内管理責任体制

(2) 貨物管理手続(保稅蔵置・保稅展示)に関する事項

- ① 搬入管理
- ② 蔵置管理
- ③ 取扱等管理
- ④ 搬出管理
- ⑤ 貨物保全のための体制整備
- ⑥ 顧客管理
- ⑦ 記帳・帳票保管管理
- ⑧ 展示場への搬出入管理
- ⑨ 展示場における蔵置管理

(3) 貨物管理手続(保稅加工)に関する事項(保稅加工場に限る。)

- ① 搬入管理
- ② 原材料等の保管管理
- ③ 製造管理
- ④ 保稅工場外作業の管理
- ⑤ 搬出管理
- ⑥ 記帳・帳票保管管理

(外国貨物取扱事業者の連帯責任)

第7条 外国貨物取扱事業者は、自己の負担において納付すべき関稅及び延滞稅を、関稅法第62条の13の規定に基づき会社が立替えて納付したときには、会社が納付した金額を会社の請求に基づき支払わなければならない。外国貨物取扱事業者による支払が会社の指定する支払期限(原則として請求日の2週間後とする。)を遅延する場合には、請求金額に年率14.6パーセント(1年365日の日利計算による。)の利息を加えた金額を会社に支払わなければならない。

(通報)

第8条 総合保稅地域対象施設に勤務する従業員は、業務上発見し又は入手した次の情報については、速やかに総合責任者又は貨物管理責任者に報告しなければならない。

- ① 搬入に関する書類と貨物との間の品名の相違、数量の過不足又は重大な損傷若しくはその疑いのあるもの
- ② 貨物内に麻薬、覚せい剤又は銃砲刀劍類等の法令によって輸出入が禁止されているものの存在若しくはその疑いのあるもの
- ③ その他貨物に関する事故

2 前項により通報を受けた総合責任者又は貨物管理責任者は、速やかに管轄税関の

保稅取締部門に通報するとともに貨物保全上必要な措置を講じなければならない。

(教育訓練)

第9条 外国貨物取扱事業者は、従業員を対象に、関税法等関係法令、本規程及び税関の指導事項等についての理解・徹底を図るため、必要に応じて研修等を企画し実施に努めなければならない。

(評価・監査)

第10条 外国貨物取扱事業者は、自社内管理規程に定める諸手続が適正に実施されていることを確認するため、内部監査人による評価・監査制度を制定して、原則として毎年、評価・監査を実施し、実施結果をその都度、税関に提出するものとする。なお、監査の結果、不正が行われていた場合にはそれぞれの会社の社内懲罰規程等に従い適切な対処をとるなど、この規程の実効性の評価と改善を行うものとする。

(損害賠償)

第11条 外国貨物取扱事業者、当該事業者の役員若しくは従業員又は当該事業者の委託先等が、故意又は過失により会社又は第三者に損害を及ぼしたときは、当該事業者は当該損害の全部について、会社又は第三者に賠償するものとする。

(総合保稅地域分担金)

- 第12条 外国貨物取扱事業者は、総合保稅地域の事務運営に要する諸費用として、保稅施設面積に応じ別途規定する総合保稅地域分担金を、毎月末までに翌月分を金融機関に設けられた会社の指定する預金口座に振込むことで支払うものとする。ただし、会社が業務委託する事業に供する保稅施設については支払を要しない。
- 2 前項に定める総合保稅地域分担金の支払が支払期限を遅延したときは、外国貨物取扱事業者は、遅延金額に対し、年率14.6パーセント(1年365日の日利計算による。)を乗じた遅延利息を会社に支払わなければならない。
 - 3 第1項に定める総合保稅地域分担金は、会社の総合保稅地域に外国貨物取扱事業者の保稅施設を加えることを税関が許可した時点から発生するものとする。
 - 4 第1項に定める総合保稅地域分担金の算定期間が1箇月に満たない場合には、当該月の日数で日割計算して算出するものとする。なお、円未満は切り捨てるものとする。

(報告)

第13条 外国貨物取扱事業者は、その管理する保稅施設における貨物の取扱い数量について、別途定める様式・方法により、会社に提出するものとする。会社は、提出された情報については、総合保稅地域全体の合計及びエアライン上屋全体の合計を集計のうえ税関へ報告し、また、対外的な広報用資料として利用できるが、それ以外には、外国貨物取扱事業者の合意なく社外の第三者に開示しない。

(総合保稅地域からの除外)

第14条 外国貨物取扱事業者が、会社による総合保稅地域の管理運営上の指導監督

に従わない場合には、会社は当該外国貨物取扱事業者の保税施設を総合保税地域の対象から除外することができる。

(細則の制定)

第15条 この規程に定めるもののほか、保税業務等の運営に関し必要な事項は、外国貨物取扱事業者が別に定めるものとする。

附則

この規程は、2009年4月1日より改正施行する。

附則

この規程は、2010年11月1日より改正施行する。

平成26年4月1日改定

○総合保稅地域分担金 料金表

保稅面積	料金 (月)
500 m ² 未満	5,400 円 (うち稅 400 円)
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	6,480 円 (うち稅 480 円)
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	8,640 円 (うち稅 640 円)
2,000 m ² 以上 3,500 m ² 未満	11,880 円 (うち稅 880 円)
3,500 m ² 以上 7,000 m ² 未満	15,120 円 (うち稅1,120 円)
7,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	17,280 円 (うち稅1,280 円)
15,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	22,680 円 (うち稅1,680 円)
25,000 m ² 以上 35,000 m ² 未満	29,160 円 (うち稅2,160 円)
35,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	34,560 円 (うち稅2,560 円)
50,000 m ² 以上 70,000 m ² 未満	41,040 円 (うち稅3,040 円)
70,000 m ² 以上	47,520 円 (うち稅3,520 円)